

くらし **得** 情報

9
September 2010

MARUTOKU

- ライターを使った子どもの火遊びによる事故が多発しています!!…1
- 簡単にお金が入る?こんな誘いには要注意!!…2.3
- くらしのミニ知識 他……………4

ライターを使った子どもの火遊びによる事故が多発しています!!

＜ライターの火遊びによる火災の例＞



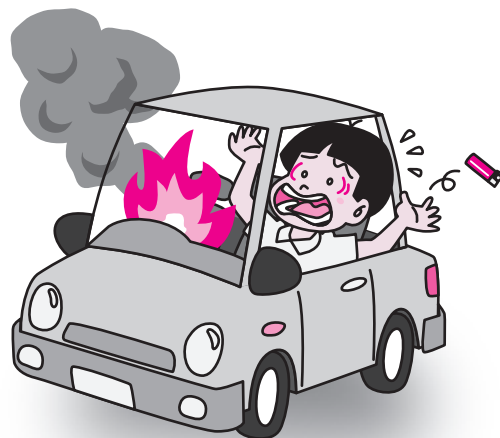
○車内にあったライターで子どもが火遊びをし、座席に火がついて火傷を負い死亡した。



○テーブルの上に置き忘れたライターを子どもがいたずらし、カーテンに着火して火災になった。



○土手に落ちていたライターで子どもが遊んでいて周囲の枯草に燃え移り火災になった。



▼ライターの火遊びによる火災を防ぐには、周囲の大人の注意が欠かせません!

子どもの火遊びによる火災のうち、ライターが原因のものは半数以上にのぼります(※)。これを受けて、子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施したライターでないとならない規制の導入も進んでいます。しかし、いちばんの解決策は「**子どもにライターを触らせないこと**」です。大切なご家族を守るために、ご家庭でのライターの取扱いや保管にご注意をお願いします。

※…子どもの火遊びによる火災の実態調査(H22.3 消費者庁・消防庁発表)



事故防止のために

- ◆子どもの手の届かないところにおきましょう!
- ◆子どもに触れさせず、火遊びの危険性を教えましょう!
- ◆不要なライターはきちんと捨てましょう!

簡単にお金が入る?こんな誘いには要注意!!!

平成 22 年 6 月 18 日、改正貸金業法が完全施行されたことにより、新たに総量規制が実施され、貸金業者からの借入残高が年収の 3 分の 1 を超える場合、新規の借入れをすることができなくなりました。

このような状況につけ込んで、お金を借りられない人をターゲットに、簡単にお金が入ることをうたった悪質商法による消費者被害の発生が予想されます。

次に典型的な事例をあげましたので、被害にあわないようご注意ください。

1 「保証人紹介ビジネス」の悪用

(事例 1)

借金をするために必要な保証人をインターネットを通じて紹介してもらい、紹介業者に代金を支払った。金融会社に融資を申し込んだところ、保証人は架空の人物であることが判明し、融資は受けられず、紹介業者には連絡が取れなくなった。

(事例 2)

「保証人として保証人紹介業者に名義登録をすれば報酬を得られる」というので登録したが、保証人として多額の債務を負わされた。

正規のルートでの借入れができなくなると、周囲の人に保証人を依頼しにくいという心理と、インターネットで他人に保証人を頼めてしまう手軽さを悪用した手口です。



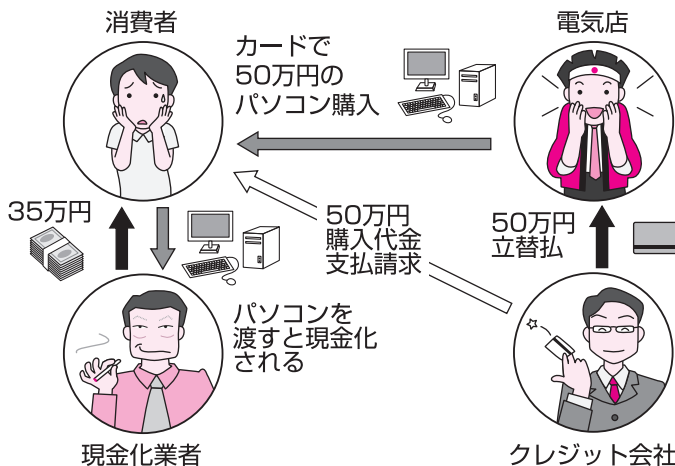
消費者への アドバイス

- (1) 安易に保証人紹介業者へのインターネット登録をしない。
- (2) 金銭等を要求されても根拠のない請求には絶対に応じない。
- (3) 保証人としての名義登録は絶対にしない。
- (4) 保証人が見つからないために借入れができない場合は最寄りの行政窓口相談してみる。

2 クレジットカードショッピング枠の現金化

クレジットカードのショッピング枠で商品等を購入させ、それを業者が買い取るまたはキャッシュバック商品を購入させることにより、消費者に一時的に現金が渡されます。しかし消費者は手に入れた現金より高額なクレジットカードの支払に追われ、予想以上に債務が膨らむとともに、現金化はクレジットカード契約違反になるため退会を求められたり、詐欺罪が適用される可能性もあります。

〈具体的な事例〉電気店でパソコンを 50 万円分購入し、35 万円を手にする例



消費者へのアドバイス
クレジットカードの現金化は絶対に行わない。

	消費者	現金化業者
入手	35万円	50万円相当のパソコン
負担	50万円の債務	消費者に渡す 35万円

3 インターネットを利用した副業の誘い

インターネット上に自分のウェブサイトを作り、サイト上で商品広告や商品販売をすることで簡単に収入を得ることができると誘われ、高額なウェブサイト作成料を支払ったのに実際は収入にならないというトラブルが増えています。商品広告を出して収入を得るものを「アフィリエイト」、商品を販売して収入を得るものを「ドロップシッピング」とよんでいます。

こんなトラブルが起きています。

- ・ 仲介業者がサポートし必ず売れるショップにするから大丈夫と言われたが、サポートがなく商品も売れない。
- ・ 必要と言われシステム利用料を支払ったが、期待していたものと異なる。
- ・ 解約を申し出ても応じてくれない。
- ・ 消費生活センターがトラブルのあっせんをしても「事業者間の契約である」として業者は交渉に応じない。
- ・ 仲介業者と連絡が取れなくなった。倒産した。



消費者への アドバイス

- (1) 自分で努力せずにお金が儲けられるなどという話は信じない。
- (2) 高額な費用が必要になる場合、契約するかどうか慎重に検討する。
- (3) 契約前に仕組みについて十分に説明を受け契約書類を確認する。
- (4) 自分の仕事の事業者的性質に注意する。
(事業者であれば消費者としての保護規定は適用されない)

4 携帯電話契約の名義貸し

インターネットで「高額アルバイト」の広告があり応募したところ、言葉巧みに複数の携帯電話を契約させられ、携帯電話を渡されないまま、高額な料金を請求されたというようなトラブルが増えています。

契約した携帯電話は、振込め詐欺やヤミ金融の督促行為など犯罪に利用される可能性があります。また、自己名義で契約した携帯電話は結局料金は自分で支払うはめになります。



消費者への アドバイス

- 携帯電話契約の名義貸しは絶対に行わない。
- もし、自己名義の携帯電話を他人に渡してしまったら、すぐに、携帯電話会社に連絡して利用停止の手続きをとるとともに警察にも申し出てください。

うまい話には落とし穴があります！安易に信用してはいけません！
トラブルでお困りのときは消費生活センターや警察にご相談ください！！

くらしのミニ知識

「トクホ」って？

「特定保健用食品」を通称〈トクホ〉とよんでいます。
 「特定保健用食品」とは、体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含む食品で、「おなかの調子を整えるのに役立つ」などの特定の保健の用途を表示することを消費者庁が許可した食品です。
 トクホを利用する時は、どの保健の効果が必要なのかを考えて選びましょう。必ず表示を読み、1日の目安量や摂取方法などを守ることも大切です。
 また、トクホは健康が気になる人を対象とした食品ですので、病気の治療のために利用するものではありません。病気の方、治療中の方は、主治医にご相談の上、利用しましょう。



ご案内

●多重債務者無料相談会

県内5か所の県消費生活センターにおいて、弁護士・司法書士による多重債務者のための無料相談会を開催します。

期日：平成22年9月10日（金）

相談は予約制です。事前に最寄りの消費生活センター（下記の連絡先）に電話で予約をお願いします。（予約受付開始 8月30日（月）から）

*なお、県消費生活センターでは常時多重債務者の相談を受け付けています。

●くらしのセミナー

消費者のための消費生活講座「くらしのセミナー」を下記のとおり開催します。お気軽にご参加ください。

日時：平成22年10月3日（日） 13時30分～15時30分

会場：県長野消費生活センター

テーマ：簡単便利の裏に潜むネットの危険性

講師：ECネットワーク 理事 原田 由里氏

●消費者問題シンポジウム（兼くらしのセミナー）

日時：平成23年2月12日（土） 13時00分～16時00分

会場：松本駅前 ホテルモンターニュ松本

テーマ：多重債務問題（仮題）

講師：日本弁護士連合会会長 弁護士 宇都宮 健児氏



*このほかにも11月と1月に各消費生活センター単位でくらしのセミナーを予定しています。詳しくは県ホームページ「消費生活情報」をご覧ください。

『困った』『どうしよう』そんな時は県消費生活センター 又はお住まいの市町村消費相談窓口にも早めにご相談を！

- 長野消費生活センター……………電話 026-223-6777 FAX 026-223-6771
(〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)
- 松本消費生活センター……………電話 0263-35-1556 FAX 0263-35-0949
(〒390-0811 松本市中央 1-23-1 松本商工会館内)
- 消費生活センターおかや……………電話 0266-23-8260 FAX 0266-23-8248
(〒394-0027 岡谷市中央町 1-1-1 ララオカヤ1階)
- 飯田消費生活センター……………電話 0265-24-8058 FAX 0265-21-1703
(〒395-0034 飯田市追手町 2-641-47 飯田市美術博物館隣)
- 上田消費生活センター……………電話 0268-27-8517 FAX 0268-25-0998
(〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 県上田合同庁舎6階)

編集・発行 長野県企画部 消費生活室
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1
TEL 026-223-6770 FAX 026-223-6771



はインターネットでもご覧いただけます。

県消費生活情報ホームページ ● www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyohou/index.htm

